

漁業経営改善制度(認定漁業者制度)の手引き

漁業経営改善計画の申請等について

平成 29 年 4 月
水産庁水産経営課

< 目 次 >

I	計画の認定手続き	1
II	認定要件について	3
III	漁業経営改善計画の内容について	6
IV	実施状況の報告について	8
V	経営計画における勘定科目の主な内訳	10
VI	「経営計画」と「青色申告決算書」の勘定科目対照表	13
VII	記載すべき別紙の種類	14
VIII	申請書提出先	15

I 計画の認定手続き

漁業経営改善計画の認定を受けるためには、以下の手続きが必要となります。

1 担当部局等への問い合わせ


- 対象者の要件、改善計画の内容、申請手続、申請窓口、支援措置の内容等について、都道府県又は水産庁の担当部局へご相談下さい。
- なお、遠洋かつおまぐろ漁業及び遠洋底びき網漁業を営む漁業者や都道府県の区域を超える取組については、水産庁が窓口となります。

2 必要書類の準備、作成

- 改善計画の認定申請書を入手して下さい。（様式は、HPに掲載するとともに、都道府県又は国の担当部局に用意しています。）
- 記載要領等を参照して認定申請書を記入して下さい。その際、所属する漁協や漁業者団体に適宜ご相談下さい。
- 添付書類として、資源管理計画（国又は都道府県の確認を受けている計画）又は漁場改善計画（都道府県の認定を受けている計画）が必要となりますので漁協等から入手して下さい。このほか、「地域連携型」の場合は、関連する浜プラン等、「新規就業者型」の場合は、漁協の推薦書等が必要となりますので入手して下さい。
- 平成29年4月1日以降に終了した改善計画（「地域連携型」及び「新規就業者型」を除く。）において、基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善された方が、次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から5%削減した値を新たな基準値とすることができますので、改善計画に記載する目標値は新たな基準値を踏まえて設定して下さい。ただし、新たな基準値が5%を下回ることはできません。（改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合に限られます。）

3 認定申請書の担当部局への提出

- 認定申請書の提出先は、申請者の形態、営む漁業によって異なります。（提出先については、「申請書提出先」を参照して下さい。）

- 
- 認定申請書の提出は、原則として、所属する漁協や漁業者団体の意見書を添付し、これらの機関を経由して行って下さい。ただし、①改善計画の主たる内容が複数の漁業種類にわたり、かつ、関係する漁業協同組合等も複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合、②複数の漁業者が共同で改善計画を作成し、その代表者が構成員となっている漁業協同組合等が複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合、③漁業者が漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合であって、その代表者に漁業協同組合等が含まれているとき、④漁業者が、認定行政庁に直接提出することを希望する場合は、この限りではありません。
 - 本法に関連する融資、信用保証、補助事業等を利用する場合には、改善計画の認定申請と併行して関係機関と密接な連絡を取ることが適当ですので、認定申請書の提出の際、申請窓口にご相談下さい。

4 都道府県知事又は農林水産大臣の認定

- 都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた後、関係機関の審査を経た上で、融資、信用保証等の支援措置が決定されます。
- 認定を受けた改善計画の実施状況について、別に定める様式により、取組開始から2年経過後及び計画期間終了後3か月以内に、認定を行った行政庁に忘れずに報告して下さい。

なお、報告の際、「計画的な資源管理又は漁場改善計画の取組」の履行確認に必要な書面等(資源管理協議会若しくは漁業協同組合が発行する履行確認証明書又は認定行政庁が適当と認めるもの)を入手し添付して下さい。

Ⅱ 認定要件について

1 漁業経営の改善の目標等

漁業経営の改善の目標、漁業経営の改善による経営向上の程度を示す指標、漁業経営の改善の内容及び実施時期の各事項が改善指針に照らして適切なものであること（法第4条第3項第1号）が必要です。具体的には以下のとおりです。

① 経営の向上の程度を示す指標について

ア 漁業者の場合

(ア) 一般型

漁業経営の改善を進めようとする者であって、計画期間（5年）で、「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」のいずれかの伸び率が基準値（15%）以上である必要があります（なお、基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が、次期改善計画の認定の申請を行う場合にあっては、当該基準値から5%削減した値を新たな基準値とすることができます。ただし、新たな基準値が5%を下回ることはできません。（なお書きの適用は、改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合に限られます。））（改善指針第三）。

(イ) 地域連携型

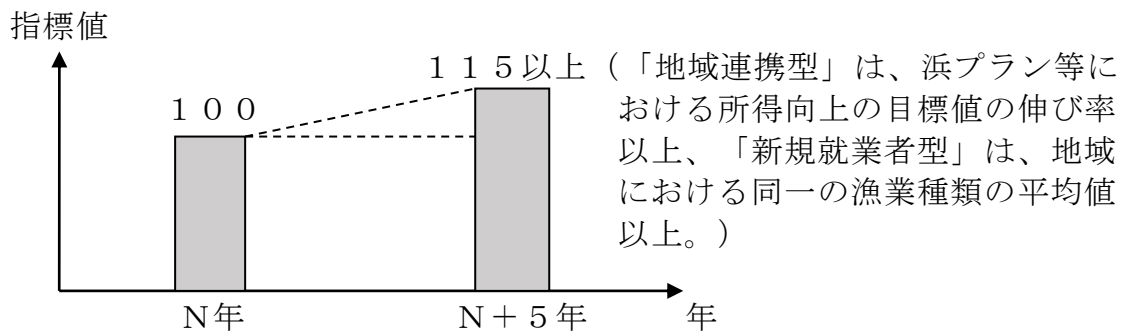
浜プラン等（「浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」をいう。以下同じ。）に基づく取組であり、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者であって、計画期間（3年以上5年以内）で、「減価償却前利益」の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上である必要があります（改善指針第三）。

(ウ) 新規就業者型

新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められ、計画期間（5年）終了時における「減価償却前利益」が、地域における同一の漁業種類の平均値以上となること（改善指針第三）。

なお、複数の漁業者等が共同して改善計画を作成する場合にあっては、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができます（改善指針第三）。

<一般型の場合>



イ 漁業協同組合等の場合

漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合には、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、アの判断基準を満たすものである必要があります。

また、漁業協同組合等が単独で又は他の漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合には、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること（改善指針第三）。なお、漁業協同組合等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者としての扱いとなり、アの判断基準を用いることになるのでご留意下さい。

② 漁業経営の改善の内容について

ア 自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められる必要があります（改善指針第二）。

イ 漁業者は、次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者であって、水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められる必要があります（改善指針第二）。

(ア) 国及び都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施。

(イ) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画の確実な実施。

なお、複数の漁業種類を営んでいる漁業者の場合は、いずれか一つの漁業種類で上記(ア)又は(イ)の取組を実施していれば問題ありません。

ウ 浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、漁村地域全体の活性化を図る観点から、同じ漁業経営の改善に向けた地域の取組である浜プラン等と調和のとれたものでなければなりません（改善指針第四）。

2 漁業経営の改善の内容等

漁業経営の改善の内容及び実施時期及び漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法の各事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること（法第4条第3項第2号）が必要です。具体的には以下のとおりです。

① 漁業経営の改善の内容について

ア 漁業経営の改善の内容が具体的であり、かつ、「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」の向上に確実に繋がると認められるものであること。

イ 漁業経営の改善の内容が、公の秩序を害することとなるおそれがあるなど、公的な支援の対象として適当ではないと考えられるものではないこと。

② 必要な資金の額及びその調達方法について

資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。

Ⅲ 漁業経営改善計画の内容について

1 経営の向上の程度を示す指標

申請書の別紙1又は別紙2に記載する経営の向上の程度を示す指標は、「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」及び「従業員一人当たりの付加生産額」のいずれかを使用します。

減価償却前利益は、営業利益及び減価償却費の合計額とします。

付加生産額は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額とします。

$$\text{減価償却前利益} = \text{営業利益} + \text{減価償却費}$$

$$\text{付加生産額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

$$\text{従業員一人当たりの減価償却前利益} = \text{減価償却前利益} \div \text{従業員数}$$

$$\text{従業員一人当たりの付加生産額} = \text{付加生産額} \div \text{従業員数}$$

(1) 減価償却前利益及び付加生産額の算出に当たっては、以下の点に留意して下さい。

① 漁業を含めた経営体全体の数値を用いて下さい。

② 人件費は、以下の全項目を含む総額として下さい。

ア 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）

イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入

ウ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用（派遣労働者を除く）

③ 減価償却費は、以下の全項目を含む総額として下さい。

ア 減価償却費（繰延資産の償却額を含む）

イ リース、レンタル費用（損金算入されるもの）

(2) 従業員一人当たりの減価償却前利益及び付加生産額の算出に当たっては、以下の点に留意して下さい。

① 短時間労働者については、1日に4時間勤務をする者を0.5人と計算するなど勤務時間によって従業員数を調整して下さい。

② 付加生産額の算出に当たっての人件費の取扱いと整合性を図るため、派遣労働者は従業員数に含めないものとして下さい。

(3) 改善計画の別紙4の科目の関係は次のとおりとして下さい。

⑥ 営業外損益 = 損益計算書の営業外収益 + 損益計算書の営業外費用

⑬ 設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する

2 補助的指標

改善計画を作成する漁業者等は、経営改善の目標として設定する指標に加えて、売上高、加工量、取扱量その他の補助的指標を設定することができます。

補助的指標は、補助的な指標を用いた目標を設定し、その効果を測定しようとする申請者のみが設定することができます。補助的指標を設定しようとする場合は、指標の名称、定義、計算方法及び設定理由を記載した書面を申請書に添付して下さい。

補助的指標については、農林水産大臣又は都道府県知事が改善計画の認定を行う際には、その有無、内容等について考慮しませんが、改善計画の実施状況の報告を受ける際に、参考として取り扱うこととなります。

<補助的指標の例>

○売上高

- ・ 経営体全体としての売上高の伸び率
- ・ 水産加工業を兼業する漁業者が、水産加工分野の生産能力を向上させる場合の当該分野に係る売上高の伸び率
- ・ 代船を建造し漁獲能力を向上させる場合の水揚高の伸び率

○売上数量

- ・ 水産加工業における加工量の増加率
- ・ 水産物販売数量の増加率

○燃油代

- ・ 操業方法を改善し燃油代を削減しようとする場合の燃油代の減少率

○倉敷料（倉庫料）

- ・ 冷蔵倉庫利用について業者を変更して倉敷料を削減しようとする場合の倉敷料の減少率

○運転資金の平均残高

- ・ 資金の効率的活用を図り運転資金の平均残高を減少させる場合の運転資金の平均残高の減少率

○自己資本比率

- ・ 計画的に内部留保の積み増しを図る場合の自己資本比率の増加

IV 実施状況の報告について

1 報告の時期

改善計画の認定を受けてから2度目の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3か月以内に改善計画の実施状況に関する報告を提出して下さい。

2 報告の必要書類

漁業経営改善制度の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第739号水産庁長官通知）第8の1の規定に基づく様式第6号に必要事項を記入して下さい。

なお、各報告の際、計画的な資源管理又は漁場改善の取組の履行確認に必要な書面等（資源管理協議会若しくは漁業協同組合が発行する履行確認証明書又は認定行政庁が適当と認めるもの）を添付して下さい。

（様式第6号の記載要領）

- 1 改善計画の認定を受けてから2度目の事業年度終了後の報告については、別紙1、2、3及び7（漁業協同組合等の場合は別紙1、2、4及び7）に記載すること。
- 2 改善計画の最終事業年度終了後の報告については、別紙1、2、5及び7（漁業協同組合等の場合は別紙1、2、6及び7）に記載すること。
- 3 漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合には、別紙1及び2にすべての参加者について取りまとめて記載するとともに、別紙3又は5及び7（漁業協同組合等の場合は別紙4又は6及び7）に参加者ごとに記載すること。
- 4 別紙1の「3 取組状況」の欄については、以下の項目について簡潔に記載すること。
 - ・ 経営の向上の程度を示す指標の達成状況及びコメント
 - ・ 補助的指標を定めた場合にあっては当該指標の達成状況及びコメント
 - ・ 設備投資計画（改善計画の別紙8）に記載した事項の実施状況及びコメント
 - ・ その他

- 5 別紙2については、以下の要領で記載すること。また、改善計画の別紙3を添付すること。

実施状況：◎計画どおり実行できた。○ほぼ計画どおり実行できた。

△実行したが不十分。 ×ほとんど実行できなかった。

効果：◎効果が十分あがった。 ○ほぼ予定どおりの効果が得られた。

△効果が少しあった。 ×ほとんど効果がなかった。

対策：効果が△又は×であった場合に、十分な効果をあげるための対策を記載。

- 6 別紙7の「6 計画的な資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、改善計画の期間中に実施した資源管理又は漁場改善の取組の概要(計画名、取組概要)を簡潔に記載すること。また、同取組を確実に実施したことを証す書面等を添付すること。

3 書類の入手方法

様式は、水産庁HPに掲載するとともに、都道府県又は国の担当部局に用意しています。

V 経営計画における勘定科目の主な内訳

1 売上高

- ・ 漁業生産物収入（漁獲物の現物消費（自家消費、物々交換等によるもの。市場卸売価格で評価）を含む）
- ・ 養殖業生産物収入
- ・ 育成中の養殖生産物の増加
- ・ 賃料収入（漁船、漁網等の漁業生産手段を貸与して得た賃貸料、その他の賃貸料等）
- ・ 副産物収入（魚類等の内蔵物、貝殻等の副産物の販売収入）
- ・ その他の漁業収入（販売手数料の歩戻金、漁業用資材の転売収入等）
- ・ 漁業外事業収入（水産加工業、農業、商業等）

2 売上原価

（1）人件費

- ・ 乗組員（役員・事務職員の賃金は含まない）に支払った賃金（現物支払を含む）等
- ・ 船内食料費
- ・ 乗組員に対する福利厚生費
- ・ その他（乗組員の退職金、賞与引当金、漁業外事業に係る人件費等）
- ・ 見積家族労賃（役員・事務職員は含まない。青色申告を行っている場合は専従者控除額、それ以外は近隣の雇用労働者の賃金により見積もる。）

（2）漁船費

- ・ 漁船の船体、機関、電気電子機器、冷凍装置、漁労装置等の修理費、艀装材料費、部品・消耗品・備品費等

（3）漁具費

- ・ 漁網、浮子、沈子、はえ縄等に関する支出及び修理費

（4）油費

- ・ 漁業に使用した重油、軽油、灯油、潤滑油等の一切の油代

（5）えさ代

- ・ 漁業、養殖用のえさ代
- (6) 氷代
- ・ 漁獲物及び収穫物の鮮度保持のための氷代、冷凍費、鮮度保持剤等
- (7) 魚箱代
- ・ 漁獲物及び収穫物の運搬、選別、出荷、販売に要する容器代
- (8) 種苗代
- ・ 養殖業の種苗購入代
- (9) 諸材料費
- ・ 漁船費、漁具費、諸施設費に分類できない漁業用電球代、水道光熱費等の材料費
- (10) 諸施設費
- ・ 陸上施設（漁舎、浜小屋、揚船施設、染網用施設等）に関する費用
 - ・ 養殖施設に関わる材料費、備品費、補修・修理費
- (11) 賃借料及び料金
- ・ 漁船のチャーター料、漁獲物の水揚料・選別料・運搬料・保管料(倉敷料)、漁業許可等の借料、漁場使用料、種苗種付使用料、不動産賃貸料、登録登記料等
- (12) 租税公課
- ・ 事務部門以外に関する租税
- (13) 減価償却費
- ・ 事務部門以外に関する固定資産・繰延資産に関する減価償却費
- (14) その他の事業支出（(1)～(13)以外の漁業以外の事業支出）
- ・ 漁業災害補償法に基づく共済掛金、漁船損害補償法に基づく漁船保険料、乗組員の出張・移送旅費等
 - ・ 水産加工業支出等

3 販売費及び一般管理費

- (1) 賃借料及び料金
- ・ 事務部門に関する不動産賃貸料、支払地代家賃、登録・登記料等

(2) 販売手数料

- ・ 生産物の販売のために支払った手数料（水揚口銭、漁協その他の水産物販売業者への支払手数料等）

(3) 事務費

- ・ 役員、事務職員給与・手当、事務職員福利厚生費
- ・ 見積家族労賃（事務職員分のみ）
- ・ 漁業経営のための交際費、会議費、旅費・交通費、通信費
- ・ 事務用備品の購入費及び補修修理費
- ・ 事務消耗品費、事務所の管理関係費

(4) 租税公課

- ・ 事務部門に関する租税

(5) 減価償却費

- ・ 事務部門に関する減価償却費

(6) その他

- ・ 事務部門に関する損害保険料等

4 営業外損益

(1) 営業外収益

- ・ 受取利息配当金、投資不動産賃貸料等
- ・ 労賃収入、年金収入
- ・ 補助金、補償金収入
- ・ 仕入割引、割戻（奨励金、リベート）
- ・ 雑収入

(2) 営業外費用

- ・ 支払利息割引料、売上割引等
- ・ 雑支出

VI 「経営計画」と「青色申告決算書」の勘定科目対照表

「経営計画」における勘定科目	「青色申告決算書」における勘定科目	計 算 式	「青色申告決算書」の勘定科目と対照するに当たっての留意事項
売上高	売上（収入）金額	①	漁業、水産加工業等の事業収入（労賃収入、年金収入、雑収入は除く）
うち水揚高			売上（収入）金額のうち、漁業及び養殖業による収入
売上原価	経費、専従者給与	②	「青色申告決算書」における経費＋専従者給与－利子割引料－雑費
売上総利益			「青色申告決算書」における経費を売上原価と販売費及び一般管理費に分割できない場合は記入不要
販売費及び一般管理費			「青色申告決算書」における経費を売上原価と販売費及び一般管理費に分割できない場合は記入不要
営業利益		③ = ① - ②	
営業外損益		④	労賃収入＋年金収入＋雑収入－利子割引料－雑費
経常利益		⑤ = ③ + ④	
人件費	給料賃金、福利厚生費等	⑥	給料賃金、船員給料、福利厚生費、専従者給与等の人件費の合計金額
減価償却費	減価償却費	⑦	「青色申告決算書」の減価償却費
従業員数		⑧	短時間労働者については、勤務時間によって従業員数を調整のこと
減価償却前利益		⑨ = ③ + ⑦	「経営計画」の営業利益＋減価償却費
一人当たりの減価償却前利益		⑩ = ⑨ ÷ ⑧	
付加生産額		⑪ = ③ + ⑥ + ⑦	「経営計画」の営業利益＋人件費＋減価償却費
一人当たりの付加生産額		⑫ = ⑪ ÷ ⑧	

Ⅶ 記載すべき別紙の種類

別紙	1	2	3	4	5	6	7	8
漁業者が単独で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
漁業者が共同で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
	すべての漁業者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
漁業協同組合等が単独で改善計画を作成		○	○			○	○	○
漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○			○	○	○
	すべての漁業協同組合等について取りまとめて記載			漁業協同組合等ごとに記載				
漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○	○	○		○	○
	すべての参加者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
						○	○	○
				漁業協同組合等ごとに記載				

Ⅷ 申請書提出先

1 単独で計画を作成する場合

申請者	形態	提出先
漁業者	・政令指定業種の漁業を主として営む漁業者（以下「政令指定漁業者」という。）	農林水産大臣
漁業協同組合等	・政令指定漁業者を構成員とするもの ・政令指定業種以外を主として営む者（以下「政令指定外漁業者」という。）を構成員とするものであって、地区又は事業が二以上の県に及ぶもの	
漁業者	・政令指定外漁業者	都道府県知事
漁業協同組合等	・政令指定外漁業者を構成員とするものであって、地区又は事業が一県内に限られるもの（地区組合等）	

2 共同で計画を作成する場合

申請者	形態	提出先
複数の漁業者	・代表者に政令指定漁業者が含まれる場合 ・代表者が政令指定外漁業者であって、代表者の住所地が二以上の県に及ぶもの	農林水産大臣
漁業者と漁業協同組合等	・代表者に政令指定漁業者又は地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、代表者の住所地、地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業協同組合等	・代表者に地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・代表者が地区組合等であって、代表者の地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業者	・代表者が政令指定外漁業者であって、すべての代表者の住所地が同一都道府県である場合	都道府県知事
漁業者と漁業協同組合等	・代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、すべての代表者の住所地、地区又は事業が同一都道府県である場合	
複数の漁業協同組合	・代表者が地区組合等であって、すべての代表者の地区又は事業が同一都道府県である場合	

(参考)

資源管理又は漁場改善の取組の実施に係る**履行確認イメージ**

